

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公示します。

2020年8月28日

独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役 所長

調達管理番号	20c00317000000
調達件名	NIS諸国における中小企業金融を含む金融制度支援策
目的	NIS地域の金融監督庁等、および中小企業振興関係機関等の職員を対象とする。参加者は、日本及び各国の事例を通じ、移行経済諸国の金融システム、並びに中小企業金融発展の現状及び問題点の整理を行い、その上で、中小企業金融の育成に必要な事項について理解を深める。各国の中小企業振興に向けた金融機関による中小企業向け貸付の活性化に関する政策改善提案が作成され、所属組織内で共有・検討されることが目的である。
業務種別	事業委託契約-本邦研修員受入事業-課題別研修
仕様等	業務指示書による
履行期間	2020年11月16日 ～ 2021年3月31日
選定方法	企画競争
競争参加資格	<p>公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。または、当機構の審査により同等の資格を有すると認められたもの。</p> <p>日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。</p> <p>発注される業務について利益相反が無いこと。</p> <p>その他、細則参加資格および企画競争説明書に記載の参加要件に該当すること。</p>
企画競争説明書配布期限及び方法	<p>2020年9月9日 17時00分</p> <p>メールにて送付</p>
質問受付期限	2020年9月14日 12時00分
競争参加資格確認申請期限	2020年9月30日
業務説明会日時、場所	なし
プロポーザル提出期限	2020年10月16日 12時00分
評価結果通知予定日	2020年10月27日
	<p>東京センター産業開発・公共政策課(担当：中村)</p> <p>電話番号：03-3485-7635</p> <p>メールアドレス：tictip@jica.go.jp</p>
その他	その他詳細は業務指示書による

<p>独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格</p>	<p>以下のいずれにも該当しないこと (1) 当該契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者</p>
<p>情報の公表について</p>	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。 機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。 「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>

以上

20c00317000000

公示別紙

1. 業務概要

(1) 業務名：

2020～2022 年度 課題別研修「NIS 諸国における中小企業金融を含む金融制度支援策」研修業務委託契約

(2) 担当部署：JICA 東京 産業開発・公共政策課

(3) 業務内容：「研修委託業務概要」（別添）のとおり

(4) 研修コース実施期間

2020 年度：2021 年 1 月 27 日～2021 年 2 月 19 日（予定）

2021・2022 年度：時期および期間未定

(5) 契約履行期間

全体：2020 年 11 月上旬～2023 年 3 月末

うち、2020 年度契約：2020 年 11 月上旬～2021 年 3 月末（予定）

2021・2022 年度契約：時期未定

(6) 契約の範囲

本研修委託業務契約は、2020 年度から 2022 年度までに実施する計 3 回の研修コース全体を対象とします。契約書については、年度毎（3 回）に分割して締結し、2020 年度は 2020 年 11 月頃から 2021 年 3 月末頃までを契約履行期間とします。2021 年度及び 2022 年度は、前年度の業務実施状況が良好であること、研修効果が想定通り得られていることを確認の上、それぞれ研修実施期間の前後 1～2 ヶ月間を目安に契約を締結します。なお、各契約書における契約金額等の条件は同一のものとしますが、消費税の増税や研修内容の変更等が必要となった場合は、発注者・受注者で契約条件の変更について協議するものとします。

2. 公示の趣旨

以下のとおり、企画競争（プロポーザル方式）を公示します

3. 競争参加資格

- (1) 公示日において、平成 31・32・33 年度、もしくは令和 01・02・03 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付される者。ただし、全省庁統一資格保持者でないもので本競争への参加を希望する者は、当機構における資格審査を受けることができます。なお、共同企業体を結成して競争に参加しようとする場合は、共同企業体の代表者及び構成員全員が、競争参加資格を有する必要があります。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、競争に参加する資格がありません。

(3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

- ① プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ② 資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ③ 資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該相手方との契約手続きを進めます。
- ④ 契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

(4) 日本国で施行されている法律に基づき登記されている法人であること。

(5) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者(以下、「応募者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

- ① 応募者の役員等(応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- ② 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ③ 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。
- ④ 応募者又は応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- ⑤ 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- ⑥ 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- ⑦ 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

- ⑧ その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- (6) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ① 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - ② 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ③ 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
 - ④ 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。
- （※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- （※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。
- ・個人番号利用事務実施者
 - ・委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
 - ・金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
 - ・個人情報取扱事業者
- (7) 競争参加資格の確認
- ① 確認申請書の提出期限：2020 年 9 月 30 日（水）正午まで
 - ② 確認結果通知：2020 年 10 月 7 日（水）まで

4. 関心表明書兼業務指示書等配布依頼書の提出手続き等

本競争への参加に関心のある者は、次に従い、期限までに必要な書類を提出ください。なお、期限までに必要な書類を提出しない者は、本競争に参加することができません。

(1) 提出書類

関心表明書兼業務指示書等配布依頼書（様式-1）

(2) 提出期限 2020年9月4日（金）正午まで（当センター必着）

※メール添付、郵送（宅配便での送付を含む。以下同じ。）又は持参して提出のこと。

(3) 提出方法・部数

① メールで提出する場合

上記（1）の提出書類をPDFファイルにし、下記（4）のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。

② 郵送で提出する場合

上記（1）の提出書類（正1部）を、下記（4）の提出場所へ提出期限までに必着で郵送（配達記録の残るものに限る）すること。

③ 持参で提出する場合

上記（1）の提出書類（正1部）を、下記（4）提出場所へ提出期限までに持参すること。なお、受付時間は、平日10時から17時まで（正午から14時までを除く）。

(4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5

JICA東京 産業開発・公共政策課（担当：中村）

電話：03-3485-7635

メールアドレス：tictip@jica.go.jp

5. 業務指示書等の交付

- (1) 交付方法 上記4（1）の提出書類の受領後、3営業日以内に、提出された「関心表明書兼業務指示書等配布依頼書」に記載されている連絡先にメールに添付して送付します。

6. 質問受付

業務指示書の内容等に関し、質問がある場合は 2020年9月14日（月）正午までに、様式-5の書式に記入のうえ、メールに添付して上記4.（4）のメールアドレスへ送信すること。

回答は、提出された「関心表明書兼業務指示書等配布依頼書」に記載された各者メールアドレスに対して、2020年9月23日（水）17時までに送信します。

7. 企画提案書（プロポーザル）等の提出及びその後の手続き等

- (1) 応募書類の提出期限：2020年10月16日（金）正午までにメール、郵送又は持

参で提出のこと。詳細は、業務指示書参照。

- (2) 評価結果通知：2020年10月27日(火)以降
- (3) 契約交渉：評価結果通知後に行います。

8. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された各書類は無効とします。
- (2) 各書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された各書類は返却しません。
- (4) 機構は提出された各書類を、応募要件の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における各書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (6) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (7) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。

以上

別添

- 1. 研修委託業務概要
- 2. 様式-1 関心表明書兼業務指示書等配布依頼書

